

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

安芸太田町長

市町村名 (市町村コード)	安芸太田町 (343684)
地域名 (地域内農業集落名)	上筒賀地区 (東北坂原、西南坂原、馬越、布原、大井、小原、萩原、数舟、 本郷一、本郷二、本郷三、本郷四、市上、上三谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢77.4歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念される。中山間地域直接支払交付金事業の活用により、農業者、農業者以外の地域住民が一体となり農地の保全・管理に努めている。しかし、中山間地での農業は負担も多く現状を維持するのが精一杯となっている。

【地域の基礎的データ】

農業者:128人(うち60歳未満14人)、

主な作物:水稲、軟弱野菜、柚子

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の担い手が軟弱野菜の栽培を行っており、農地の集積・集約化と併せ、農作業の効率化を図るためスマート農業の導入を進める。また、地域コミュニティの活性化のため、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	47 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	47 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定新規就農者や規模拡大事業者を中心に農地集積を進め、団地面積の拡大を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を斟酌し、農地中間管理機構の活用により貸付意向のある農地から段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備地が少なく、機械が入らない農地も多く生産効率化が悪い。担い手への集積が進むよう基盤整備、区画整理を検討する必要がある。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町やJAと連携し、地域内で耕作を継続する多様な経営体に対し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、営農が継続できるような取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
共同機械の導入や作業の受託、共同作業の実施について地域内で話し合いを行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、施設栽培の集約化を進める。